

新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務（以下、「本業務」という。）の遂行にあたっては、DBO方式の事業として実施する一般廃棄物処理施設の整備及び運営に関して、幅広い知識と専門能力を有し、課題解決を的確に行う能力のある専門家の支援が必要である。そのため、受託候補者の特定にあたっては、価格による競争のみではその目的を達成できない恐れがあることから、企画力、技術力、専門性、実績等を有した受託候補者を特定することができる公募型プロポーザルを採用するものである。この実施要領は、本業務の委託発注について、公募型プロポーザル方式により本業務を遂行する受託候補者を特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 公募に関する事項

2-1 業務概要

- (1) 業務名：新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託
- (2) 委託期間：契約締結日から令和10年3月31日まで
- (3) 募集方法：組合ホームページへの掲載
- (4) 委託業務内容：別添仕様書参照
- (5) 委託限度額：全体 50,930,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
うち令和7年度 17,534,000円
うち令和8・9年度 33,396,000円
- (6) 選定方法

審査委員会が参加者から提出された提案等について審査を行い、受託候補者を特定する公募型プロポーザル方式を採用する。別途定める公募型プロポーザル審査要領により審査し、評価点の最も高い者を受託候補者、2番目に高いものを次点受託候補者として選定する。

2-2 参加資格

- (1) 法人に関すること

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ア 埼玉中部環境保全組合での令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録されていること。登録がされていない場合は参加表明書の提出期限までに入札

参加資格の申請手続きを行うこと。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 参加表明書の提出から契約締結日までの期間に鴻巣市、北本市、吉見町からの入札参加停止措置を受けている期間がないもの。
- エ 会社更生法に基づく更生手続き開始及び、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないもの。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
- オ 平成27年度以降に、地方公共団体（一部事務組合含む。）が発注する、一般廃棄物のエネルギー回収型廃棄物処理施設（100t/日以上）の新設又は更新に係るPFI方式又はDBO方式の事業者選定支援業務（以下、「同種業務」という。）を元請けとして受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、そのものの要件は次のとおりとする。

- ア 管理技術者は（管理技術者は埼玉中部環境保全組合委託契約約款第6条に定める技術管理者を読み替えて扱うものとする。）、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【総合技術管理部門（衛生工学－廃棄物管理）】又は【衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画）】の資格を有するものであること。
- イ 配置予定技術者は、原則として会社概要書に記載された参加者に、公告日の3か月以上前から雇用されているものとする。
- ウ 担当技術者は、管理技術者を兼ねてはならない。また、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。
- エ 管理技術者及び担当技術者いずれも、平成27年度以降に同種業務に係る実績を有する者とする。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

2-3 スケジュール

項目	日程
公募要領公表	令和7年3月11日（火）
公募要領等に関する質問書受付期間	令和7年3月11日（火）から 令和7年3月26日（水）まで
質問書に対する回答	令和7年3月31日（月）予定
参加表明書締切	令和7年4月4日（金）
企画提案書等提出締切	令和7年5月8日（木）
審査案内通知	令和7年5月12日（月）
1次審査結果通知（4社以上の場合）	令和7年5月14日（水）
2次審査	令和7年5月21日（水）予定
結果通知	令和7年6月11日（水）予定
契約締結	令和7年6月中旬 予定

2-4 公募手続

(1) 公募に関する質問受付

令和7年3月11日（火）～令和7年3月26日（水）17時15分まで
質問書（様式6）により、本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」に記載してあるアドレスに電子メールにより行うものとする。

(2) 公募に関する質問への回答

令和7年3月31日（月）予定
埼玉中部環境保全組合ホームページ上において回答を公表する。なお、全ての質問の回答をまとめたものを掲載する。（質問を行った事業者名は公表しない）

(3) 参加表明書等の受付

令和7年3月11日（火）～令和7年4月4日（金）17時15分まで

提出先：本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」

提出書類：本公募要領の3の3-1のとおり

提出方法：上記期間内に様式第1号から第5号の原本の写し（PDFファイル、添付書類除く）をメール添付で提出

※原本は後日郵送すること。なお、郵送による原本の到着は上記期限を過ぎても差し支えない。

(4) 企画提案書等の応募書類の受付

令和7年4月4日（金）～令和7年5月8日（木）17時15分まで

提出先：本公募要領の「5 事務局（問合せ先）」

提出書類：本公募要領の3の3-1のとおり

提出方法：郵送又は持参とする。郵送の場合は必着とし、持参する場合の受付時

間は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

※書類が不足している場合は受付不可。

(5) 審査案内通知、1次審査結果の通知

参加者が4社を超えた場合は、1次審査（書類審査、事務局採点）において上位4社を選定し、2次審査（審査委員会）を行うものとする。4社以下の場合には、1次審査では選考を行わず、1次審査の評価結果は2次審査の評価結果と合わせて評価を行う。なお、参加者が4社以下で1次審査を行わなかった場合は、2次審査の開始時刻を通知する。2次審査の順番は原則として、企画提案書の受付順とする。

4社以下の場合：審査案内通知 令和7年5月12日（月）

4社を超える場合：1次審査結果の通知 令和7年5月14日（水）

審査案内通知、1次審査結果は、参加者全員へ結果通知書の写しをメールにて送付し、原本は郵送する。

※本公募要領の2の2-2に抵触する事業者はこの時点で失格とし、2次審査は実施しない。

(6) 2次審査の実施

日時：令和7年5月21日（水）の指定時刻

場所：埼玉中部環境センター 4階大会議室

内容：プレゼンテーション（25分以内）及び質疑応答（15分以内）

出席者：3名以内

業務実施体制調書（様式第5号）に記載した担当技術者が説明を行い、業務実施体制調書（様式第4号）に記載した管理技術者が出席すること。

その他：プレゼンテーション用の別資料（パワーポイント等）は使用せず、提出した企画提案書を用いて説明すること。

(7) 審査結果の通知

令和7年6月11日（水）＜予定＞

審査結果は、参加者全員へ結果通知書の写しをメールにて送付し、原本は郵送する。なお、審査の経過及び結果についての問合せには一切応じない。また、異議申し立てについても一切認めないこととする。

(8) 契約の締結

令和7年6月中旬＜予定＞

事業者選定後、企画提案内容を基に、「業務計画書」について発注者と受託候補者で協議するものとし、協議が整い次第、当組合と契約を締結する。

プロポーザルの性質上、締結にあたり、企画提案内容をもってそのまま契約するとは限らない。

3 応募書類に関する事項

3-1 応募書類の提出

①～⑤は、メールで提出する写しとは別に各1部（原本）を提出すること。

⑥は1部（原本）を提出すること。

⑦は提出期限までに各10部（原本1部、副本9部）を提出すること。

なお、原本について、押印箇所がある場合は押印すること。副本はその写しで差し支えない。

<提出書類の内容及び様式等>※各様式、文字サイズは11ポイント以上とする。

書類名	様式番号等	備考	提出期限
①参加表明書	様式第1号		4月4日 (金)
②会社概要書	様式第2号		〃
③業務経歴書	様式第3号	契約書の写し 等を添付	〃
④業務実施体制調書（管理技術者）	様式第4号	資格証、契約 書の写し等を 添付	〃
⑤業務実施体制調書（担当技術者）	様式第5号		〃
⑥見積書	様式は任意		5月8日 (木)
⑦企画提案書（ <u>下記項目については必ず記載すること。企画提案書には、会社名については記載しないこと。</u> ） ア 業務の実施体制（貴社の強みについても記載すること） イ 業務の実施方針、実施内容 ウ 実施工程 エ 特定テーマ A 本業務から供用開始までのスケジュール短縮に向けた課題と解決策について B 整備運営費の抑制に向けた考え方について C 予定価格の積算方法について D 安心安全な施設とするための課題と対応策について	様式は任意	A4版、A3 三つ折り可	〃
⑧質問書	様式第6号	提出は任意	3月26日 (水)

3-2 応募にあたっての留意事項

(1) 公募要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加者の失格

参加者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

- ① 本公募要領に定める手続を遵守しない場合
- ② 参加資格を有していない場合
- ③ 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 埼玉中部環境保全組合が提示した委託料の限度額を超える見積を提出した場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 参加者が2次審査に参加しない場合

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ当組合が認めた場合はこの限りではない。

(4) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加は認めない。ただし、疑義等があり、当組合が補正を求めた場合は、この限りではない。また、当組合が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とする。

(5) 提出資料の取扱い

提出された提案書等は返却しない。提出資料の著作権は提案者に帰属するが、選定結果の公表等で必要と認められる用途について、提案書等の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(6) 費用負担

応募及びヒアリングに要する費用は、参加者の負担とする。

(7) 辞退

参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。なお、辞退した場合であっても、以後不利益な取扱いはしない。

4 審査に関する事項

4-1 審査

- (1) 埼玉中部環境保全組合プロポーザル審査委員会において、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を別途定める公募型プロポーザル審査要領に基づき総合的に審査し、点数が最も高い者を受託候補者、次点のものを次点受託候補者として選定する。

- (2) 2次審査は、対面形式とし3名までとする。審査当日、指定時間に会議を実施できるよう準備すること。指定時間に遅れた場合は失格とする。
- (3) プレゼンテーション用の別資料（パワーポイント等）は使用せず、提出した企画提案書を用いて説明すること。なお、参加者が1社のみであっても審査委員会において審査を行い、受託候補者としての適格性について審査を行う。

4-2 審査基準

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

審査方法	評価項目		評価基準	配点
1次審査 (事務局)	1	事業者評価	有資格者の状況、業務実績	10点
	2	配置技術者評価	保有資格、業務実績	16点
	3	見積価格評価	見積金額	14点
2次審査 (審査委員会)	4	企画提案書評価	・業務の理解度、実施手順、実現性 ・課題の着目点、的確性及び実現性	40点
	5	プレゼンテーション評価	取組意欲、わかりやすさ、専門技術力、コミュニケーション能力	20点
合 計				100点

5 事務局（問合せ先）

埼玉中部環境保全組合 建設推進課

〒355-0134

埼玉県比企郡吉見町大字大串2808

電話番号：0493-54-0666

FAX番号：0493-54-0664

電子メール：tyubukankyou@aiores.ocn.ne.jp